

2022年9月16日

各位



「相続税申告サービス」の取扱開始について

株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、地域のお客さまの円滑な資産承継をサポートするため、相続税の申告ニーズのあるお客さまに対し、税理士法人をご紹介して相続税申告のサポートを行う「相続税申告サービス」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 取扱開始日

2022年9月20日（火）

2. 「相続税申告サービス」の内容

（1）サービスの概要

相続税の申告が必要なお客さまに対し、当行は提携先（税理士法人ファミリア、税理士法人朝日中央総合事務所）をご紹介します。お客さまは、提携先の専門家より、財産評価から相続税の申告までサポートを受けられます。

（2）紹介手数料

無償（ただし、ご紹介後、提携先との契約内容により、各提携先に対して手数料が必要となります）

3. 提携先の概要

提携会社	税理士法人ファミリア
代表者	代表社員 金子 彰宏
事務所	名古屋市中区錦1丁目3番8号 エターナル北山ビル7階

提携会社	税理士法人朝日中央総合事務所
代表者	代表社員 神野 清孝
事務所	名古屋事務所 名古屋市中村区名駅3丁目25番9号 堀内ビル2階

以上